

# 〔令和6年省令改正〕高校「情報」における「教科に関する専門的事項」の科目区分統合と履修方法について

## 1. 省令改正の内容

教育職員免許法施行規則の省令改正により、高校「情報」の「教科に関する専門的事項」の科目区分について、統合・再編が行われました。

これにより、2024年度以降入学者は、改正後の科目区分に基づく科目を履修することになりました。

### (1) 高校1種「情報」における変更点

【改正前科目区分】2023年度以前入学者に適用

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	必修科目	単位数	履修方法
情報社会・情報倫理	情報社会	2	全て必修
	情報倫理	2	
コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	・・・	2	
	・・・	2	
情報システム（実習を含む。）	・・・	2	
	・・・	2	
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	・・・	2	
	・・・	2	
マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	・・・	2	
	・・・	2	
情報と職業	情報と職業	2	

【改正後科目区分】2024年度以降入学者に適用

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	必修科目	単位数	履修方法
情報社会（職業に関する内容を含む）・情報倫理	情報社会	2	全て必修
	情報倫理	2	
	情報と職業	2	
コンピュータ・情報処理	・・・	2	
	・・・	2	
情報システム	・・・	2	
・・・	・・・	2	
情報通信ネットワーク	・・・	2	
・・・	・・・	2	
マルチメディア表現・マルチメディア技術	・・・	2	
・・・	・・・	2	

改正前は「情報社会・情報倫理」と「情報と職業」がそれぞれ独立した科目区分でしたが、改正後はこれらが一つに統合され、「情報社会（職業に関する内容を含む）・情報倫理」となりました。

以後、本資料では次の用語を使用します。

改正前科目区分	「情報社会・情報倫理」 「情報と職業」
改正後科目区分	「情報社会（職業に関する内容を含む）・情報倫理」

### (2) 必修科目の取り扱いについて

本学では、当省令改正への対応にあたり必修科目の見直しや変更を行っておらず、改正前科目区分の必修科目をそのまま改正後科目区分の必修科目としても使用しています。その場合でも、法令上、両者は別科目として扱われます（当該科目の置かれている科目区分が異なるため）。

（例）

改正前科目区分「情報社会・情報倫理」の必修科目である「情報社会」と改正後科目区分「情報社会（職業に関する内容を含む）・情報倫理」の必修科目である「情報社会」は科目名が同一であっても互換性はなく、別科目として扱われます。

### (3) 経過措置について

2023年度以前入学者で、2024年4月以降も引き続き在学する者には経過措置が適用されます。卒業までに改正前科目区分の必修科目をすべて修得した場合は、経過措置の適用により、改正後科目区分の必修科目をすべて修得したものとみなされます。

## 2. 入学年度別の履修方法

### (1) 2023年度以前入学者

- 卒業までに改正前科目区分の必修科目の単位を漏れなく修得してください。

<注意>

卒業までに改正前科目区分の必修科目をすべて修得できず、卒業後に科目等履修生として不足科目の履修を希望する場合、経過措置は適用されません。

そのため、学部在学中に修得した改正前科目区分の必修科目の単位は、改正後科目区分の必修科目の単位として算入することはできません。

この場合、改正後科目区分の必修科目をすべて修得する必要があります。

(例)

2022年度に本学学部に入学者、2025年度に卒業。学部卒業までに、改正前科目区分の「情報と職業」の必修科目はすべて修得したが、「情報社会・情報倫理」の必修科目の一部を修得できなかった場合（次表を参照）。

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	必修科目	単位数	学部卒業までの単位修得状況
情報社会・情報倫理	情報社会 情報倫理	2 2	修得済 未修得
コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	・・・ ・・・	2 2	
情報システム（実習を含む。）	・・・ ・・・	2 2	
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	・・・ ・・・	2 2	
マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	・・・ ・・・	2 2	
情報と職業	情報と職業	2	修得済

当該学生が2026年度に科目等履修生として不足科目を履修する場合、適用されるのは最新法令であり（現時点では平成28年改正法令和6年省令改正）、改正後科目区分の必修科目をすべて修得する必要があります。

この場合、在学中に改正前科目区分の必修科目として修得した「情報社会」、「情報と職業」は、**改正後科目区分の必修科目として算入することはできず、同科目を改正後科目区分の必修科目として改めて履修する必要があります。**

なお、在学中に改正前科目区分の必修科目として修得した「情報社会」、「情報と職業」の単位は、「教科に関する専門的事項」の選択科目の単位として算入することができます（総単位数59単位の内数）。

### (2) 2024年度以降入学者

- 改正後科目区分の必修科目の単位を漏れなく履修してください。
- 卒業までに改正後科目区分の必修科目をすべて修得できなかった場合、卒業後に科目等履修生となり、不足している当該区分の必修科目を修得することで改正後科目区分の要件を満たすことができます。

(例)

2024年度に本学学部に入学者、2027年度に卒業。学部卒業までに、改正後科目区分の必修科目のうち「情報社会」、「情報と職業」は修得したが、「情報倫理」を修得できなかった場合（次表を参照）。

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	必修科目	単位数	学部卒業までの単位修得状況
情報社会（職業に関する内容を含む）・情報倫理	情報社会 情報倫理 情報と職業	2 2 2	修得済 未修得 修得済
コンピュータ・情報処理	・・・ ・・・	2 2	
情報システム	・・・ ・・・	2 2	
情報通信ネットワーク	・・・ ・・・	2 2	
マルチメディア表現・マルチメディア技術	・・・ ・・・	2 2	

当該学生が2028年度に科目等履修生となる場合、改正後科目区分の「情報倫理」を修得することで改正後科目区分の要件を満たすことができます。

### 3. その他注意事項

- 上記1および2で（例）として記載している改正前科目区分および改正後科目区分の必修科目は架空の名称・単位数となりますので、実際にご自身が履修すべき科目については、所属学部が発行している「学部要項」や「科目登録の手引き」等で必ず確認をしてください。
- 科目等履修生は、原則として卒業した学部での受け入れとなります。希望する校種・教科での科目等履修生の募集の有無、募集要項等は学部により異なりますので、詳細は所属学部までご確認ください。